

上信越自動車道
若穂スマート I C 工事

特 記 仕 様 書

令和8年6月

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野工事事務所

目次

1. 工事概要.....	1
2. 適用する共通仕様書.....	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限.....	1
4. 配置技術者に関する事項.....	1
5. 土取場に関する事項.....	2
6. 関連施設その他との関係.....	3
7. 作業日及び作業期間に関する事項.....	5
8. 関連工事に関する事項.....	7
9. 初期点検の実施.....	8
10. 工事費構成内訳書に関する事項.....	8
11. 工程表及び履行報告に関する事項.....	9
12. 工事中道路に関する事項.....	10
13. 工事中材料に関する事項.....	11
14. 搬入土に関する事項.....	11
15. 貸与品に関する事項.....	12
16. 残存物件の処理に関する事項.....	12
17. 保安に関する事項.....	13
18. 環境保全に関する事項.....	17
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項.....	17
20. 部分使用に関する事項.....	20
21. 現場環境改善に関する事項.....	20
22. 三者協議会及び工事変更等検討会に関する事項.....	20
23. 完全週休2日工事.....	21
24. カーボンニュートラル推進工事.....	22
25. クマ対策に係る費用.....	23
26. 工事細部に関する事項.....	25
27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....	60
28. 補足事項.....	61

添付資料

様式－１－１	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－１－２	工事費構成内訳書
様式－１－３	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	上信越自動車道 若穂スマートＩＣ工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	取得報告書
別添－３	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施することとした取り組み）
別添－４	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

- 1-1 工事箇所 高速自動車道 関越自動車道 上越線
(自) 長野県千曲市雨宮 (S T A. 7 6 0 + 4 6) 【更埴 J C T】
緯度 3 6 ° 3 3 ' 1 0 " 経度 1 3 8 ° 8 ' 3 0 "
(至) 長野県須坂市井上 (S T A. 9 1 2 + 8 1) 【須坂長野東 I C】
緯度 3 6 ° 3 8 ' 0 0 " 経度 1 3 8 ° 1 6 ' 2 0 "

- 高速自動車道 中央自動車道 長野線
(自) 長野県千曲市屋代 (S T A. 7 5 1 + 4 6) 【更埴 I C】
緯度 3 6 ° 3 3 ' 1 0 " 経度 1 3 8 ° 0 8 ' 0 0 "
(至) 長野県千曲市雨宮 (S T A. 7 6 0 + 4 6) 【更埴 J C T】
緯度 3 6 ° 3 3 ' 1 0 " 経度 1 3 8 ° 8 ' 3 0 "

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <http://psgs2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

- 1-2 工事延長 土工延長 約 1, 8 0 0 m

- 1-3 連絡等施設 スマートインターチェンジ 1 箇所

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 7 年 7 月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書 1-6-1 「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正令和 7 年 6 月 1 日法律第 68 号 以下「建設リサイクル法」という。）第 18 条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」 (4) に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

上信越自動車道 富岡 I C から信濃町 I C

長野自動車道 安曇野 I C から更埴 J C T

上記を通過する市町村 (群馬県富岡市、下仁田町、安中市及び長野県佐久市、小諸市、東御市、上田市、坂城町、千曲市、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯綱町、信濃町、安曇野市、松本市、麻績村、千曲市)

5. 土取場に関する事項

5-1 土取場の位置

土取場は、設計図書に示す「土取場位置図」及び下表のとおりとする。

位置番号	土取量	土代金	補償費	備 考
①	約 9, 9 0 0 m ³	無償	無償	搬入土 (ほぐし土量)
②	約 2 2, 0 0 0 m ³			
③	約 1 0, 0 0 0 m ³			
④	約 9, 7 0 0 m ³			
⑤	約 1 1, 9 0 0 m ³			
⑥	約 3, 5 0 0 m ³			
⑦	約 4 3, 0 0 0 m ³			

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

5-2 土取場の施工計画

受注者は、土取場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

5-3 その他

受注者は、土取り完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路 関係

道 路 等 名	道路等管理者名	位 置	摘 要
県道 34 号線 長野菅平線	長野県	STA. 867+00～ STA. 870+40 付近	
市道 1 級 川田保科線	長野市	STA. 861+60～ STA. 864+60 付近	
市道 2 級 町川田大門線	長野市	STA. 864+60～ STA. 864+80 付近	
市道その他 若穂西 48 号線	長野市	STA. 863+60～ STA. 863+80 付近	
市道その他 若穂西 69 号線	長野市	STA. 867+20 付近	
市道その他 若穂西 70 号線	長野市	STA. 867+40～ STA. 868+60 付近	
市道その他 若穂東 373 号線	長野市	STA. 869+00～ STA. 870+00 付近	
市道その他 若穂西 107 号線	長野市	STA. 863+60～ STA. 863+80 付近	
市道その他 若穂西 289 号線	長野市	STA. 864+60～ STA. 867+40 付近	
市道その他 若穂東 372 号線	長野市	STA. 867+40～ STA. 868+20 付近	
市道その他 若穂西 286 号線	長野市	STA. 861+20～ STA. 862+60 付近	
市道その他 若穂西 108 号線	長野市	STA. 861+20 付近	
市道その他 若穂西 285 号線	長野市	STA. 861+20～ STA. 862+20 付近	
市道その他 若穂西 288 号線	長野市	STA. 862+80～ STA. 863+60 付近	
市道その他 若穂西 101 号線	長野市	STA. 863+60 付近	
市道その他 若穂西 287 号線	長野市	STA. 862+20～ STA. 864+40 付近	
市道その他 若穂西 290 号線	長野市	STA. 864+40～ STA. 867+20 付近	
市道その他 若穂西 87 号線	長野市	STA. 866+00～ STA. 866+80 付近	
市道その他 若穂西 88 号線	長野市	STA. 866+20 付近	
市道その他 若穂西 90 号線	長野市	STA. 864+40～ STA. 866+80 付近	
上り線付替道路	長野市	STA. 862+40～ STA. 867+00 付近	

(2) 規制関係

道 路 名	交 通 管 理 者 名	摘 要
上信越自動車道 (S T A. 8 1 3 + 8 1 ~ S T A. 9 1 2 + 8 1) (長野 I C ~ 須坂長野東 I C)	長野県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
市道 1 級 川田保科線	長野県警察 長野中央警察署	通行止め
市道 2 級 町川田大門線		
市道その他 若穂西 4 8 号線		
市道その他 若穂西 8 7 号線		
市道その他 若穂西 8 8 号線		
市道その他 若穂西 8 9 号線		
市道その他 若穂西 9 0 号線		
市道その他 若穂西 1 0 1 号線		
市道その他 若穂西 1 0 7 号線		
市道その他 若穂西 1 0 8 号線		
市道その他 若穂西 2 8 7 号線		
市道その他 若穂西 2 8 8 号線		
市道その他 若穂西 2 9 0 号線		
市道その他 若穂東 3 7 2 号線		
市道その他 若穂東 4 6 6 号線		

(3) 河川・(水路) 関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
本線横断水路	長野市土地改良区	S T A. 8 6 2 + 0 0 付近	近接施工
		S T A. 8 6 3 + 6 0 付近	
		S T A. 8 6 5 + 4 0 付近	
		S T A. 8 6 6 + 2 0 付近	

(4) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
光通信ケーブル	KDDI (株) 東日本高速道路 (株)	STA. 858+28～ STA. 877+46	土工部埋設 橋梁添架
メタル通信 電源ケーブル	東日本高速道路 (株)	STA. 858+28～ STA. 877+46	土工部埋設 橋梁添架
電線・電柱	中部電力パワーグリッド (株)	STA. 861+20～ STA. 868+20	近接施工
通信ケーブル	NTT東日本 (株)	STA. 864+40	近接施工

(5) ガス・水道・下水施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
ガス管	(株) INPEXパイプライン	STA. 860+40～ STA. 868+60	近接施工
上下水道管	長野市上下水道局	STA. 862+60 STA. 864+40 STA. 867+40	近接施工

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。

前項(4)、(5)の撤去移設等(仮移設を含む)の取扱いについては、本特記仕様書17-3、17-4によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

受注者は、前項以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は摘要に記載する作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間(予定)	区間	摘要
毎年4月下旬～5月上旬の14日間	本線 STA. 813+81～ STA. 912+81 (長野IC～ 須坂長野東IC)	高速道路等の 交通規制を伴 う工事
毎年8月中旬～8月下旬の14日間		
毎年12月下旬～1月上旬の14日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細や変更があった場合については別途監督員から指示するものとする。また冬季雪氷期間(11月5日～翌年4月30日)が設定されているため、当該期間に作業を行う際に、別途監督員から作業中止の指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

7-2 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

上信越自動車道

上下別	施工区間	単価表の項目	1車線規制可能時間帯
上下線	長野IC ～須坂長野東IC	用排水構造物工 撤去工 遮音壁I-P（H=2.0m）S 遮音壁I-F（H=2.0m）M 防護柵Gr-A-4E 防護柵Gc-A-E 仮設防護柵工、土留め擁壁工	8：00～ 18：00
上り線	長野IC ～須坂長野東IC	構造物掘削 普通部C	月曜8：00～ 金曜18：00 （昼夜連続規制 5日間）

7-3 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。なお、設計図書に示す通学路は確保するよう努めるものとする。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

（1）通行止め

道路名	通行止め可能時期	回数	通行止め可能時間帯	摘要
市道1級 川田保科線	工事期間内	—	終日	市道その他若穂西108号線との同時通行止め不可
市道2級 町川田大門線				—
市道その他 若穂西48号				—
市道その他 若穂西69号線				—
市道その他 若穂西87号線				—
市道その他 若穂西88号線				—

市道その他 若穂西 8 9 号線				—
市道その他 若穂西 9 0 号線				—
市道その他 若穂西 1 0 1 号線				—
市道 2 級 若穂西 1 0 7 号線				—
市道その他 若穂西 1 0 8 号線				市道 1 級川田保科線 との同時通行止め不可
市道その他 若穂西 2 8 7 号線				—
市道その他 若穂西 2 8 8 号線				—
市道その他 若穂西 2 9 0 号線				—
市道その他 若穂東 3 7 2 号線				—
市道その他 若穂東 4 6 6 号線				—

8. 関連工事に関する事項

契約書第 2 条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
若穂スマート I C 関連工事	工事区間の重複	未定	長野市建設部道路課	未定
若穂川田地区（スマート I C 関連）送配水管移設工事	工事区間の重複	未定	長野市上下水道局浄水課	未定
安曇野北インターチェンジランプ橋（鋼上部工）工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路（株） 関東支社長野工事事務所	未定
上信越自動車道 長野管内道路保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路（株） 関東支社長野管理事務所	（株）ネクスコ・メンテナンス関東
上信越自動車道 長野管内施設保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路（株） 関東支社長野管理事務所	（株）ネクスコ東日本エンジニアリング
上信越自動車道 長野管内舗装補修工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路（株） 関東支社長野管理事務所	未定

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
長野県道34号 長野菅平線 本設道路整備工事	工事区間の重複	未定	長野県長野建設事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に長野管理事務所で行う規制調整会議（毎週水曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

9. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

9-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、土工構造物、橋台、ボックスカルバートとする。

9-2 費用

初期点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

10. 工事費構成内訳書に関する事項

10-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-1-2のとおりとする。

なお、提出は様式-1-1及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1-3）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1 1. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1-3）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。
 なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	道路掘削、客土掘削、構造物掘削、構造物裏込め工
基礎地盤改良工	基礎地盤改良工
のり面工	種散布工、コンクリートブロック積工、裏込め砕石、基礎工、帯鋼補強土壁工
用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、油水分離ます、表層排水工、基礎材、用排水管ののみ口、吐口、地下排水工
溝渠工	コルゲートパイプ
函渠工	継目工、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工
橋梁下部工	コンクリート、型わく、鉄筋、基礎杭
土留め擁壁工	土留め擁壁工
交通安全・管理施設	立入防止柵、立入防止柵の出入口、転落防止柵工、剛性防護柵工、仮設防護柵工
雑 工	上記以外の合計

（2）共通仕様書 1-19-2 に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

12. 工事用道路に関する事項

12-1 工事用道路の指定

共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「関連道路位置図」及び下表のとおりとする。

番号	路線名	片道車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
1	県道34号線 長野菅平線	3.25m	約550m	舗装	無償	—	—	既設
2	市道1級 川田保科線	2.75m	約250m	舗装	無償	—	—	既設
3	市道2級 町川田大門線	3.00m	約100m	舗装	無償	—	—	既設
4	市道その他 若穂西69号線	4.30m (全巾)	約280m	舗装	無償	—	—	既設
5	市道その他 若穂東373号線	3.80m (全巾)	約180m	舗装	無償	—	—	既設
6	市道その他 若穂西90号線	3.85m (全巾)	約150m	舗装	無償	—	—	既設
7	市道その他 若穂西101号線	2.75m (全巾)	約100m	舗装	無償	—	—	既設
8	市道その他 若穂西285号線	4.70m (全巾)	約180m	舗装	無償	—	—	既設
9	市道その他 若穂西286号線	3.75m (全巾)	約150m	舗装	無償	—	—	既設
10	市道その他 若穂西287号線	4.50m (全巾)	約200m	舗装	無償	—	—	既設
11	市道その他 若穂西288号線	3.80m (全巾)	約200m	舗装	無償	—	—	既設
12	市道その他 若穂西289号線	3.78m (全巾)	約300m	舗装	無償	—	—	既設
13	市道その他 若穂西290号線	5.50m (全巾)	約430m	舗装	無償	—	—	既設
14	市道その他 若穂東372号線	4.50m (全巾)	約20m	舗装	無償	—	—	既設
15	市道その他 若穂東466号線	5.00m (全巾)	約120m	舗装	無償	—	—	既設
16	上り線 付替道路	5.50m (全巾)	約450m	舗装	無償	—	—	既設

12-2 工事用道路の使用条件

前項の工事用道路の使用条件は以下のとおりとする。

番号	路線名または場所	土運搬可能時間
1～16	上記に示す路線	9時～17時30分

1 2 - 3 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 2 - 1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工 事 名	受 注 者
—	若穂スマート I C 関連工事	未定
—	長野県道 3 4 号長野菅平線 本線道路整備工事	未定
—	長野自動車道 安曇野北インターチェン ジランプ橋（鋼上部工）工事	未定

1 2 - 4 工事用道路の維持・補修

土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため泥落とし装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が泥落とし装置の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

機 材	数量	設 置 場 所	設置期間
泥落とし装置（乾式）	2 基	工事車両出入口	土運搬期間中

1 3. 工事用材料に関する事項

1 3 - 1 ウォータージェット工法、ワイヤーソーイング工法に使用する水

ウォータージェット工法、ワイヤーソーイング工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これらに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
長野 I C 内プラザ	2 2 7 円／m ³

上記に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 4. 搬入土に関する事項

本工事で使用する搬入土は、下表のとおりとする。監督員の指示により引渡し場所を変更する場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。なお、規格等について相違がある場合は監督員と協議する。

品 名	規 格 等	数 量	引渡時期	引渡し場所
盛土材（路体、路床）	土砂 C、土砂 E、土砂 F 相当	約 4 1, 9 0 0 m ³ （ほぐし土量）	工事着手時	土取場位置図による
盛土材（路体、路床）	土砂 C、土砂 E 相当	約 6 8, 1 0 0 m ³ （ほぐし土量）	工事期間中	土取場位置図による

15. 貸与品に関する事項

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	2 台	長野管理事務所	工事期間中
車載式標識	車載式LED標識	—		
矢印板、ラバコン、 規制標識、保安ロボ ット	設計図による	1 式	長野工事事務所 綿内高架橋下	
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—	—	
仮設防護柵	H鋼置き式 H300 L=8m／本 防護ネット H=1.2m	約1,200m	更埴IC外プラ (千曲市雨宮)	舗装工事へ 引継ぎ

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

16. 残存物件の処理に関する事項

16-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書(様式-3)を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
遮音壁支柱	H-150×150	144	本	発注者に引渡し 引渡し場所：発生箇所
防護柵 支柱(ビーム用)	φ139.8×4.5	187	本	
防護柵 支柱(ケーブル用)	φ139.8×4.5	76	本	
防護柵ビーム	L=4,000及び袖ビーム等	745	m	
防護柵ケーブル	—	526	m	
立入防止柵	支柱、胴縁、金網	975	m	
立入防止柵の出入口	積雪地用S4	14	箇所	
鋼矢板	Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ、ⅦL型	11	t	
鋼管杭	φ1000	6	t	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

16-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書16-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者との別途協議し定めるものとする。

17. 保安に関する事項

17-1 安全管理の強化

17-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項 目	内 容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	足場等の落下等による交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通してか安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

17-1-2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

17-1-3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施すること。

17-1-4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

1 7 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

また、上記対策について施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人等に対して指導を徹底するものとする。

1 7 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

1 7 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 (1) 及び (4) に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標識板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 7 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 7 - 1 - 9 工事に使用する機械について

受注者は、公称質量 2 1 t 以上のブルドーザを使用する場合は、R O P S (転倒時保護構造) を装着したブルドーザを使用するものとする。

1 7 - 1 - 1 0 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 2 5 t 吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等(基礎工事用機械の車両系建設機械)を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 1 - 1 1 交通安全管理の徹底

工事用車両の安全管理について、人家連担区域及び通学路においては、近隣住民および工事関係者等に十分注意して走行するものとする。

1 7 - 2 交通規制等

1 7 - 2 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等(警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等)の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 7 - 2 - 2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

・契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険(賠償責任保険は除く)の付保は任意とし、賠償責任保険(支払限度額 1 億円以上)は付保するものとする。

1 7 - 3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 7 - 3 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路(株)、KDDI(株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」(令和5年8月)」(以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 7 - 3 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 7 - 3 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	STA. 858+28～ STA. 877+46	埋設による 近接施工	管理用 図面 施設設計 図面	
メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	STA. 858+28～ STA. 877+46	埋設による 近接施工	管理用 図面 施設設計 図面	

1 7 - 4 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 7 - 4 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2] (平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じなければならない。

17-4-2 埋設物等損傷事故防止監理者

(1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知しなければならない。

(2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

(3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

17-4-3 架空線等上空施設の確認等について

(1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、監督員と立会いのうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

(2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与 する 資料	摘要
電線・電柱	中部電力パワーグリッド(株)	STA. 861+20～ STA. 868+20	近接施工	—	

17-4-4 地下埋設物の確認等について

(1) 地下埋設物については、監督員と立会いのうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。

(2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与 する 資料	摘要
ガス管	(株) INPEXパイプライン	STA. 860+40～ STA. 868+60	近接施工	—	
上下水道管	長野市 上下水道局	STA. 862+60 STA. 864+40 STA. 867+40			
通信ケーブル	NTT東日本(株)	STA. 864+40			

17-5 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。ただし、重大マネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかになった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする

18. 環境保全に関する事項

18-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

18-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

18-3 汚濁水処理

ウォータージェット工法及びワイヤーソーイング工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

18-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

18-5 六価クロム溶出試験

受注者は、セメント及びセメント系固化材地盤改良等を使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。

受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤または公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。

18-6 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書18-5「六価クロム溶出試験」に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

19. 再生資源及び建設副産物に関する事項

19-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	適用指針等
2-(3) 客土掘削	建設発生土	約110,000m ³	
2-(8) 基礎材	再生コンクリート砂	約100m ³	
2-(8) 基礎材	再生クラッシャーラン	約80m ³	
4-(16) 裏込め砕石	再生クラッシャーラン	約770m ³	
4-(17) 基礎工 コンクリート基礎工	再生クラッシャーラン	約40m ³	

5－(1) 用排水溝	再生クラッシャーラン	約210m ³	
5－(2) 用排水管			
5－(3) 集水ます			
5－(6) 用排水管のみ口、吐口			
5－(7) 地下排水工			
5－(9) 油水分離ます			
18－(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 7 cm)	再生クラッシャーラン	約2m ³	
18－(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	再生クラッシャーラン	約20m ³	
18－(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 3 cm)	再生加熱 アスファルト混合物	約7m ³	
18－(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	再生加熱 アスファルト混合物	約120m ³	

- (2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。
照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。
- イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。
- ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。
- (3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-5)し、その指示に従うものとする。

19-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊 (有筋・無筋)	S T A. 8 6 0 + 4 0 ~ S T A. 8 6 8 + 6 0	約 5 5 0 m ³	再資源化施設
アスファルト・ コンクリート塊	S T A. 8 6 0 + 4 0 ~ S T A. 8 6 8 + 6 0	約 3 7 0 m ³	再資源化施設
建設汚泥	S T A. 8 6 0 + 4 0 ~ S T A. 8 6 8 + 6 0	—	—
建設発生木材	伐開除根箇所	—	—
金属製遮音板	S T A. 8 6 2 + 3 1 ~ S T A. 8 6 2 + 7 3	約 5 6 枚	—

(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。

(3) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋) 大型	(株) 井上産業	長野県長野市大豆島 5 3 0 7 - 2	日曜日を除く 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
コンクリート塊 (有筋) 上記以外	(株) 中村商会 須坂 工場	長野県長野市松岡 1 - 7 - 6	日曜日・祝日・会社指定日 を除く 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
コンクリート塊 (無筋)	(株) 中村商会 須坂 工場	長野県長野市松岡 1 - 7 - 6	日曜日・祝日・会社指定日 を除く 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
アスファルト・ コンクリート塊	高沢産業 (株) 長野工 場	長野県長野市南千歳 1 - 1 5 - 3	日曜日・祝日・第 2 ・ 4 土 曜日を除く 8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(4) 建設発生木材の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(5) 建設汚泥については、ウォータージェット工法及びワイヤーソーイング工法による汚泥処理数量が未確定のため、処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(6) 金属製遮音板の運搬処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

19-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設発生木材を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 部分使用に関する事項

20-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、（「位置図」及び）下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
川田橋A1橋台（上下線）	令和10年10月	上部工工事に供するため
川田橋A2橋台（上下線）	令和10年10月	上部工工事に供するため
須坂19号ボックス（内空）	施工完了後	供用するため
須坂20号ボックス（内空）	施工完了後	供用するため
上部路床	令和11年12月	舗装工事に供するため

21. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書24に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・緑化、花壇
現場環境改善 （営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・現場休憩所の快適化 ・盗難防止対策（警報機等）
地域連携	・地域対策（地域行事等の費用含む）

22. 三者協議会及び工事変更等検討会に関する事項

22-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- （1）土留め擁壁工に関する事項
- （2）仮設土留工に関する事項

2 2 - 2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「上信越自動車道 若穂スマートＩＣ工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。

2 2 - 3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 2 - 4 三者協議会に開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書１－５「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び１－１７「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 2 - 5 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 3 ． 完全週休２日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日を達成するよう工事を実施する「完全週休２日工事（発注者指定方式）」である。

2 3 - 1 定義

- (１) 「完全週休２日」とは、対象期間の全ての週において、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書１－１３「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (２) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (３) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

2 3 - 2 履行確認（完全週休２日確保の確認方法）

- (１) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- (２) 受注者は、工事完了後に、完全週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添－２）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (３) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書１－１９－３「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休２日の取得状況を確認するものとする。なお、１週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、７日間に満たない週は除くものとする。

- (4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

2.3.3 工期

本工事は、共通仕様書1-1.2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

2.3.4 完全週休2日工事に要する費用

2.3.4.1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書2.3.2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-3.3.1「新単価」の規定によるものとし、NEXCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

2.3.4.2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

2.4. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評価（以下、「成績評価」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2.4.1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添-3）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2.4.2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添-4）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

24-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
- （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ＣＯ２排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の吸収に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （４）本工事において実施が確認できる取り組み
- （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

24-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「24-1」及び「24-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「24-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「24-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

24-5 履行確認

- （１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- （２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

24-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

25 クマ対策に係る費用

25-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

25-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 5 - 3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

1. クマ対策毎の実施数量及び実施期間
2. 実施状況が確認できる資料
3. 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2 6 . 工事細部に関する事項

2 6 - 1 施工計画書

共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

2 6 - 2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備 考
昼間作業	無表記	
昼夜間連続作業	(昼夜)	

2 6 - 3 川田橋による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、下表に示す区分表記を行うものとする。

単価表の項目末尾の標記	備 考
(K)	川田橋

2 6 - 4 諸経費区分

単価表の諸経費区分は、下表のとおりとする。

諸経費区分	内 容	備 考
諸経費①	全諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の算定を 対象とした単価表の項目の諸経費	

2 6 - 5 道路掘削、客土掘削

共通仕様書 2 - 6 の関連する項目に次を追加する。

2 6 - 5 - 1 定 義

(1) 共通仕様書 2 - 6 - 1 に規定する道路掘削、客土掘削の作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備 考
道路掘削 土砂	1) 切土部における土砂の掘削、積込み 2) 掘削土を路体部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水比の調整	
道路掘削 土砂（表土）	1) 切土部における土砂（表土）の掘削、積込み 2) 任意の仮置き場への運搬、ばっ気、乾燥 3) 掘削土を路体部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水比の調整	
客土掘削 土砂 A 1	1) 本特記仕様書 5 . 土取場に関する事項に示す土取 場における土砂の掘削、積込み 2) 盛土部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水比の調整	土砂 C、E 沈下土量含む
客土掘削 土砂 A 2	1) 本特記仕様書 5 . 土取場に関する事項に示す土取 場における土砂の掘削、積込み 2) 上部路床部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水比の調整	土砂 F

客土掘削 土砂 A 3	1) 本特記仕様書 5. 土取場に関する事項に示す土取場における土砂の掘削、積込み 2) ボックスカルバート中詰め部への運搬、敷均し、上層路盤相当での締固め 3) 含水比の調整	土砂 C、E
客土掘削 土砂 A 4	1) 本特記仕様書 5. 土取場に関する事項に示す土取場における土砂の掘削、積込み 2) 川田橋 A 1 橋台（上下線）及び A 2 橋台（上り線）埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水比の調整	土砂 C、E
客土掘削 土砂 A 5	1) 本特記仕様書 5. 土取場に関する事項に示す土取場における土砂の掘削、積込み 2) 側道及び下り線付替道路の置換え部への運搬、敷均し、上層路盤相当での締固め 3) 含水比の調整	土砂 F

2 6 - 5 - 2 数量の検測

客土掘削 A 1、A 2 の数量の検測は、共通仕様書 2 - 6 - 6 及び 2 - 7 - 7 「数量の検測」によらず、現地盤から計画高さまでの盛土の設計数量（m³）で行うものとする。

客土掘削 A 3、A 4、A 5 の数量の検測は、共通仕様書 2 - 6 - 6 及び 2 - 7 - 7 「数量の検測」によらず、盛土の設計数量（m³）で行うものとする。

2 6 - 5 - 3 支 払

	単価表の項目	検測の単位
2 - (2)	道路掘削	
	土砂	m ³
	土砂（表土）	m ³
2 - (3)	客土掘削	
	土砂 A 1	m ³
	土砂 A 2	m ³
	土砂 A 3	m ³
	土砂 A 4	m ³
	土砂 A 5	m ³

26-6 構造物掘削

共通仕様書2-8に関連する項目に次を追加する。

26-6-1 定義

(1) 共通仕様書2-8-1に規定する構造物掘削の作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
普通部A	A2ランプボックスカルバート 1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 2) 埋戻しに使用する土砂は、掘削箇所に仮置き 3) 埋戻し部への敷均し、締固め 4) 路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 含水比の調整	土砂C、F
普通部B	補強土壁工(Dランプ) 1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 2) 埋戻しに使用する土砂は、掘削箇所に仮置き 3) 埋戻し部への敷均し、締固め 4) 路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 含水比の調整	土砂B
普通部C	川田橋A2橋台(上り線)の本線横断管切回し部 1) 仮設防護柵の撤去 2) 既設舗装版(t=18cm)の切断、取壊し、運搬、処分 3) 本線部の掘削、積込み 4) 埋戻しに使用する土砂は、掘削箇所に仮置き 5) 埋戻し部への敷均し、締固め、はねつけ 6) 含水比の調整 7) 舗装及び路面標示の仮復旧 8) 仮設防護柵の再設置	土砂B
特殊部A	須坂19号ボックスカルバート 1) 鋼矢板圧入機による鋼矢板の打込み 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 3) 埋戻しに使用する土砂は、任意の箇所に運搬、仮置き 4) 埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 5) 路体部への運搬、敷均し、締固め 6) 含水比の調整 7) 鋼矢板の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂B、C

特殊部B	須坂 20 号ボックスカルバート 1) 鋼矢板圧入機による鋼矢板の打込み 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 3) 埋戻しに使用する土砂は、任意の箇所に運搬、仮置き 4) 埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 5) 路体部への運搬、敷均し、締固め 6) 含水比の調整 7) 鋼矢板の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂 B、C
特殊部C	須坂 21 号ボックスカルバート 1) 鋼矢板圧入機による鋼矢板の打込み 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 3) 埋戻しに使用する土砂は、掘削箇所に仮置き 4) 埋戻し部への敷均し、締固め 5) 路体部への運搬、敷均し、締固め 6) 含水比の調整 7) 鋼矢板の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂 B、C、F
特殊部D	須坂 23 号ボックスカルバート 1) 鋼矢板圧入機による鋼矢板の打込み 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 3) 埋戻しに使用する土砂は、掘削箇所に仮置き 4) 埋戻し部への敷均し、締固め 5) 路体部への運搬、敷均し、締固め 6) 含水比の調整 7) 鋼矢板の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂 B、C、F
特殊部E	川田橋 A 1 橋台（上り線） 1) 掘削箇所への鋼矢板圧入機による鋼矢板（VL 型、Ⅲ型）及びアンカー工による土留めの設置 2) 逆巻きによるモルタル吹付工（$t = 8 \text{ cm}$）及び切土補強土工（$D 19$、$L = 5.0 \sim 5.5 \text{ m}$）の施工 3) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 4) 路体部への運搬、敷均し、締固め 5) 含水比の調整 6) アンカー工の除荷、PC 鋼材、頭部の撤去、処分、鋼矢板の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂 B

特殊部F	川田橋A 1 橋台（下り線） 1) 掘削箇所への鋼矢板圧入機による鋼矢板（Ⅳ型）の打込み 2) 自走式回転圧入機による鋼管杭（φ 1 0 0 0）の打込み 3) 逆巻きによるモルタル吹付工（t = 8 c m）及び切土補強土工（D 1 9、L = 3. 0 ~ 5. 0 m）の施工 4) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 5) 路体部への運搬、敷均し、締固め 6) 含水比の調整 7) 鋼矢板、鋼管杭の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂B
特殊部G	川田橋A 2 橋台（上り線） 1) 掘削箇所への鋼矢板圧入機による鋼矢板（Ⅳ型）の打込み 2) 自走式回転圧入機による鋼管杭（φ 1 0 0 0）の打込み 3) 逆巻きによるモルタル吹付工（t = 8 c m）及び切土補強土工（D 2 5、L = 1 0. 0 m）の施工 4) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削、積込み 5) 路体部への運搬、敷均し、締固め 6) 含水比の調整 7) 鋼矢板、鋼管杭の切断、任意の現場内仮置き場への運搬	土砂B

26-6-2 仮設材

構造物掘削特殊部に用いる仮設材は下表のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	材料規格	材料区分
特殊部A	須坂19号ボックスカルバート	鋼矢板：Ⅲ型 L=13.0m L=9.0m 継施工：有	鋼矢板：中古品
特殊部B	須坂20号ボックスカルバート	鋼矢板：Ⅳ型 L=17.0m L=12.5m L=9.0m 継施工：有	鋼矢板：中古品
特殊部C	須坂21号ボックスカルバート	鋼矢板：Ⅲ型 L=11.5m L=9.5m 継施工：無	鋼矢板：中古品
特殊部D	須坂23号ボックスカルバート	鋼矢板：Ⅲ型 L=16.0m L=8.0m 継施工：有	鋼矢板：中古品
特殊部E	川田橋A1橋台（上り線）	鋼矢板：Ⅲ型 L=10.5m ：ⅤL型 L=10.0m L=21.0m 継施工：有 腹起し：H形鋼 350×350×12×19 L=5.0～6.5m H型鋼 300×300×10×15 L=4.5～8.0m アンカー工：φ12.7mm（SWPR7B） 切土補強土工：D19 L=5.0～5.5m モルタル吹付工：t=8cm	鋼矢板：中古品 腹起し：リース材 アンカー：新材
特殊部F	川田橋A1橋台（下り線）	鋼矢板：Ⅳ型 L=13.0m 切土補強土工：D19 L=3.0～5.0m 鋼管杭：φ1,000（t=10mm） L=18.5m φ1,000（t=22mm） L=26.5m 継施工：有 モルタル吹付工：t=8cm	鋼矢板：中古品 鋼管杭：新材 先端リングビット：新材
特殊部G	川田橋A2橋台（上り線）	鋼矢板：Ⅳ型 L=14.0m 切土補強土工：D25 L=10.0m 鋼管杭：φ1,000（t=10mm） L=21.0m φ1,000（t=16mm） L=23.0m 継施工：有 モルタル吹付工：t=8cm	鋼矢板：中古品 鋼管杭：新材 先端リングビット：新材

2 6 - 6 - 3 材 料

- 1) 構造物掘削 普通部Cにおける舗装の仮復旧に用いる材料については以下の表のとおりとする。

アスファルト混合物の種別	アスファルトの種類	骨材の配合 設計粒度	備考
アスファルトコンクリート表層工	ストレートアスファルト 60-80	最大粒径 13mm	
アスファルトコンクリート基層工	改質アスファルト (一般用)	最大粒径 20mm	
アスファルト安定処理路盤工 (タイプI)	ストレートアスファルト 60-80	最大粒径 30mm	

なお、共通仕様書 13-5 「アスファルト混合物」に示す施工管理要領については「IV 保全工事関係」を適用するものとする。

2 6 - 6 - 4 施 工

構造物掘削における施工に下記を追加する。

- 1) 普通部Cにおける舗装版取壊しは、対象範囲を墨出し後舗装にカッターを入れ必要範囲以上の舗装を取り壊さないよう留意しなければならない。
- 2) 普通部Cにおける掘削に伴い発生する仮設防護柵の撤去は、必要範囲以上の撤去は行わないものとする。また、再設置後は不陸及び転倒を生じないように留意するものとする。
- 3) 普通部Cにおける仮設防護柵を所定の位置に据え付けた後、固定用アンカーピンを路面へ打ち込み固定するものとする。また、仮設防護柵同士は金具により連結し、再設置するものとする。
- 4) 普通部Cにおける舗装仮復旧部は、不陸・段差のないようにし既設舗装にすり付け、仮路面標示工を施工するものとする。
- 5) 普通部Cにおいて掘削を行う際には、本線に影響しないように掘削するものとする。
- 6) 特殊部Eにおける鋼矢板については施工完了後、切断・撤去後残置する。腹起し、アンカー撤去はするものとする。
- 7) 特殊部Eにおいて鋼矢板の打込み不能時において、監督員が土留工法の変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- 8) 特殊部E、特殊部F、特殊部Gにおける切土補強土工の施工は、掘削後の背面地山（モルタル吹付工）に対して、逆巻き施工により施工するものとする。
- 9) 特殊部F、特殊部Gにおける鋼管杭の施工は、設計図書又は監督員の指示に従って鋼管基礎杭を正しい位置に設置しなければならない。なお、施工にあたり、十分な支持力が得られているにもかかわらず無理に杭を貫入させ、杭体を破損させない様に注意するものとする。

2 6 - 6 - 5 交通開放

構造物掘削 普通部Cの仮復旧完了後は、監督員が特に指示した場合を除いて、舗設表面温度が40°程度に下がるまで養生するものとする。

26-6-6 支 払

構造物掘削 普通部Cの支払について、この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の撤去、既設舗装版の切断、取壊し、運搬、処分、掘削、仮置き、埋戻し、舗装及び路面標示の仮復旧、仮設防護柵の再設置等、構造物掘削 普通部Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

構造物掘削 特殊部A～Gの支払について、この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼矢板の打設、腹起しの設置・撤去、鋼矢板の切断・撤去、アンカー工の削孔、PC鋼材の挿入・注入打設、緊張及び除荷、PC鋼材、頭部の撤去、処分、切土補強土工の削孔、注入材の注入、受圧板の設置、鋼管杭の材料、先端ビットの設置、杭の荷卸し、打設、継手溶接及び溶接試験、反力架台の設置・移動及び撤去、回転切削圧入機等鋼管基礎杭工の施工等、構造物掘削 特殊部の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
2 - (6)	構造物掘削	
	普通部A	m3
	普通部B	m3
	普通部C	m3
	特殊部A	m3
	特殊部B	m3
	特殊部C	m3
	特殊部D	m3
	特殊部E	m3
	特殊部F	m3
	特殊部G	m3

26-7 構造物裏込め工

共通仕様書2-8に関連する項目に次を追加する。

26-7-1 定 義

共通仕様書2-8-1に規定する構造物裏込め工の作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
裏込め工B	搬入土を使用して、ボックスカルバート部、川田橋下部工、帯鋼補強土壁工部、コルゲートパイプ部の裏込め工を完成させるものをいう	裏込めB材相当

26-8 のり面工

26-8-1 種散布工

(1) 種 別

共通仕様書4-7-2に規定する種散布工の種子の種類及び使用量は、次のとおりとする。なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品 種	播種量（1 m ² 当り）	備考
クリーピングレッドフェスク	10.0 g	
トールフェスク	10.0 g	
レッドトップ	0.2 g	
計	20.2 g	

26-9 コンクリートブロック積工

26-9-1 種 別

共通仕様書4-17-2「種別」に次を追加する。

単価表の項目	区分内容	施工箇所	備考
コンクリートブロック積み（練） 控35cmA	1) のり勾配1:0.5（盛土部） 2) 裏込めコンクリート有 （t=15cm） 3) 表面が粗面なもの	設計図書 による	構造物掘 削含む

26-9-2 支 払

共通仕様書4-17-6「支払」に次を追加する。

コンクリートブロック積みの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前ののり面調査、構造物掘削、コンクリートブロック積、胴込コンクリート、止水コンクリート、小口止めコンクリート、天端コンクリート、裏込めコンクリート、水抜孔の設置、裏型わく及び小口止め型わく等コンクリートブロック積工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
4-（14） コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み（練）控35cmA	m ²

26-10 基礎工

26-10-1 種 別

共通仕様書4-20-1「種別」に次を追加する。

単価表の項目	作業内容	備考
コンクリート基礎工A	コンクリートブロック積み（練）控35cmAの基礎をいう	
コンクリート基礎工B	帯鋼補強土壁工の基礎をいう	

26-10-2 支 払

共通仕様書4-20-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
4-(17)	基礎工	
	コンクリート基礎工A	m
	コンクリート基礎工B	m

26-11 用排水構造物工

26-11-1 用排水溝

(1) 種 別

共通仕様書5-2適用すべき諸基準（用排水構造物標準設計図集）に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
PU [^] (D2)・a・b(F)	ふた（落しふた）付プレキャストコンクリート可変側溝	DS-PU [^] (D2)-a-b(F)
Bf・a・b(BR)	プレキャストコンクリートU型タテ溝（ブロック積）	DV-Bf-a-b(BR)

(2) 支 払

共通仕様書5-4-5支払に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5-(1)	用排水溝	
	PU [^] (D2)・a・b(F)	m
	Bf・a・b(BR)	m

2 6 - 1 1 - 2 用排水管

(1) 種 別

共通仕様書 5 - 2 適用すべき諸基準（用排水構造物標準設計図集）に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
P - B x ・ a ・ b (F)	プレキャストボックス	P - B x - a - b (F)

(2) 支 払

共通仕様書 5 - 4 - 5 「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5 - (2)	用排水管	
	P - B x ・ a ・ b (F)	m

2 6 - 1 1 - 3 集水ます

(1) 種 別

共通仕様書 5 - 4 - 2 (4) 集水ますの種別に下表を追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量	備考
集水ます Type C	D c ^ - 0 . 8 0 ・ 0 . 8 0 ・ 0 . 8 0 (F) D c - M - 0 . 7 0 - 0 . 7 0 - 0 . 6 0 (F) D c - S 1 - 0 . 6 0 - 0 . 6 0 - 0 . 7 0	0 . 7 4 m ³	
集水ます Type E	D c - S - 0 . 8 0 ・ 0 . 8 0 ・ 1 . 2 0 D c - S - 0 . 8 0 ・ 0 . 8 0 ・ 1 . 4 0	1 . 1 4 m ³	
集水ます Type F	D c ^ (G L) - 1 . 0 0 ・ 1 . 0 0 ・ 1 . 1 0 (F)	1 . 4 3 m ³	
集水ます Type L	D c - S - 0 . 8 0 - 0 . 8 0 - 2 . 2 0	1 . 8 0 m ³	足場工含む
集水ます Type M	D c - 1 . 0 0 - 1 . 5 0 - 1 . 8 0 (F) D c - 1 . 0 0 - 2 . 1 0 - 1 . 4 5 (F)	2 . 4 5 m ³	
集水ます Type N	D c - 0 . 9 0 - 1 . 5 0 - 2 . 2 0 (F) D c - 1 . 4 0 - 2 . 1 0 - 1 . 4 5 (F)	2 . 7 0 m ³	足場工含む
油水分離ます A	D c o (E) - 1 . 0 0 - 3 . 3 0 - 1 . 3 0	工場製コンクリート製品	
油水分離ます B	D c o (B) - 1 . 0 0 - 3 . 3 0 - 1 . 3 0	工場製コンクリート製品	

(2) 支 払

共通仕様書 5-4-5 支払に下記の項目を追加する。

Type M、Type Nの支払いについて、この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、基礎の施工、足場の設置、コンクリートの打込み、接合部の施工、埋戻し、締固め等集水ますの施工に要する材料・労務・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
5-(3)	集水ます	
	Type L	箇所
	Type M	箇所
	Type N	箇所
	油水分離ます A	箇所
	油水分離ます B	箇所

26-12 継目工

26-12-1 種 別

共通仕様書 6-3 「継目工」の単価表の項目の種別に次を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
I 型 (A)	須坂 21 号ボックスにおける、止水板 A 及び目地材を使用する継目をいう	施工箇所： 須坂 21 号ボックス
I 型 (B)	既設ボックスカルバートと延伸部における、L 型止水板及び目地材を使用する継目をいう	施工箇所： 須坂 20 号ボックス 須坂 21 号ボックス 須坂 23 号ボックス
Ⅲ型 (A)	既設ボックスカルバートと延伸部における、L 型止水板、ジョイントバー及び目地材を使用する継目をいう	施工箇所： 須坂 20 号ボックス 鉄筋位置調査工含む

26-12-2 支 払

共通仕様書 6-3-6 「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
6-(1)	継目工	
	I 型 (A)	m
	I 型 (B)	m
	Ⅲ型 (A)	m

26-13 コルゲートパイプカルバート

26-13-1 種 別

共通仕様書6-5-3「種別」の単価表の項目の種別に次を追加する。

単価表の項目	区分内容			備考
	断面形状	波形	継手方式等	
1R- ϕ a・t=b (B)	円形	1形	セクションの継手方法は、軸方向フランジ方式、円周方向ラップ方式	構造物掘削（普通部）・基礎材含む

26-13-2 支 払

コルゲートパイプの支払は、共通仕様書6-5-5「数量の検測」に従って検測された数量に対し、それぞれコルゲートパイプ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う構造物掘削、基礎材の設置、コルゲートパイプの設置、塗装等コルゲートパイプの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
6-(4)	コルゲートパイプ 1R- ϕ a・t=b (B)	m

26-14 基礎杭

26-14-1 種 別

共通仕様書7-2「基礎杭」の単価表の項目の種別に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
場所打ちコンクリート杭 (機械掘削、 ϕ 1500) A	川田橋A1橋台（上り線）の拡幅に伴い基礎杭工を施工するもの	L=158m
場所打ちコンクリート杭 (機械掘削、 ϕ 1500) B	川田橋A2橋台（上り線）の拡幅に伴い基礎杭工を施工するもの	L=126m
場所打ちコンクリート杭 (機械掘削、 ϕ 1500) C	川田橋A1橋台（下り線）の拡幅に伴い基礎杭工を施工するもの	L=158m

26-14-2 施 工

共通仕様書7-2-4「施工」に下記を追加する。

- 1) 発生した残土は路体部へ運搬、敷均し、締固め、含水比の調整を行うものとする。
- 2) 残土の盛土材流用に伴い固化材等の使用が必要となった場合、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

26-14-3 数量の検測

基礎杭の数量の検測は、杭の種別ごとに設計数量（m）で行うものとする。

26-14-4 支 払

基礎杭の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基礎杭の掘削、掘削土の運搬、敷均し、締固め、含水比の調整、コンクリートの打設、杭頭処理等、基礎杭の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。ただし、基礎杭に要する鉄筋の費用の支払は、共通仕様書8-4の該当項目で行うものとする。

	単価表の項目	検測の単位
7-(1)	基礎杭	
	場所打ちコンクリート杭（機械掘削、φ1500）A	m
	場所打ちコンクリート杭（機械掘削、φ1500）B	m
	場所打ちコンクリート杭（機械掘削、φ1500）C	m

26-15 コンクリート構造物工

26-15-1 コンクリートの種別

共通仕様書8-2-3「コンクリートの種別」の単価表の項目の種別に次を追加する。

単価表の項目	使用区分	使用構造物	備 考
A1-3	ボックスカルバート 延伸部及び新設部の 鉄筋コンクリート	須坂19号ボックス 須坂20号ボックス 須坂21号ボックス A2ランプボックス 須坂23号ボックス	須坂19号ボックスの既設ボックスと延伸部との接続におけるあと施工アンカー削孔（φ35・水平方向）、鉄筋工、アンカー注入、チップング、鉄筋位置調査工を含む
A1-3（K）	橋台拡幅部（躯体） の鉄筋コンクリート	川田橋A1橋台（上下線） 川田橋A2橋台（上下線）	既設橋台と拡幅した橋台との接続に伴う、コンクリート表面処理工、あと施工アンカー削孔（φ26、φ29、φ32・水平方向）（φ32・鉛直下方向）、アンカー注入、コンクリート復旧、鉄筋位置調査工を含む

26-15-2 材 料

既設ボックス及び既設橋台との接続に用いる接着材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2に規定する品質及び規格を満足しなければならない。

26-15-3 施 工

- 1) 削孔を行う箇所は、鉄筋探査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。
- 2) 削孔位置にて鉄筋等を損傷させた場合は、削孔を中止し、損傷させた鉄筋の位置、種別を確認し、監督員に報告するものとする。その後の処置については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- 3) 鉄筋との干渉による不達孔は、その部分への雨水等の浸透防止を目的として無収縮モルタル等により孔埋めを行わなければならない。

- 4) あと施工アンカーの施工は「構造物施工管理要領」Ⅲ－6－2の規定に従って厳密に仕上げなければならない。
- 5) コンクリート表面処理工でウォータージェット工法を使用する場合の水については本特記仕様書13－1に準ずる。

26－15－4 支 払

コンクリートA1－3及びコンクリートA1－3（K）の支払は、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、コンクリートの計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、既設ボックスとの接続に伴う、あと施工アンカー削孔、鉄筋工、アンカー注入、チップング、コンクリート表面処理工、コンクリート復旧、鉄筋位置調査工等コンクリートA1－3及びコンクリートA1－3（K）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。なお、アンカー削孔において複数回施工を行った際には別途支払いは行わないものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
8－（1）	コンクリート	
	A1－3	m ³
	A1－3（K）	m ³

26-16 簡易舗装工

26-16-1 種 別

共通仕様書18-5「簡易舗装工」の単価表の項目の種別に次を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
粒度調整路盤工（ $t = 12 \text{ cm}$ ）	下り線付替道路部及び側道部 A2ランプボックス明かり部	粒度調整碎石（M-40）
切込碎石路盤工（ $t = 7 \text{ cm}$ ）	須坂20号ボックス延伸部（歩道部）	再生クラッシャーラン（RC-40）
切込碎石路盤工（ $t = 10 \text{ cm}$ ）	管理用通路 須坂19号ボックス延伸部 須坂20号ボックス延伸部 須坂21号ボックス延伸部 須坂23号ボックス延伸部 A2ランプボックス	再生クラッシャーラン（RC-40）
加熱アスファルト表層工（ $t = 3 \text{ cm}$ ）	管理用通路 須坂20号ボックス延伸部（歩道部）	再生細粒度アスファルト混合物
加熱アスファルト表層工（ $t = 5 \text{ cm}$ ）	下り線付替道路部及び側道部 須坂19号ボックス延伸部 須坂20号ボックス延伸部 須坂21号ボックス延伸部 須坂23号ボックス延伸部 A2ランプボックス及び明かり部	再生密粒度アスファルト混合物

26-16-2 材 料

1) 粒度調整路盤工

粒度調整路盤工に使用する材料は、共通仕様書18-5-2「材料」（2）「粒度調整路盤工（再生粒度調整碎石）」の規定に適合するものとする。

2) 切込碎石路盤工

切込碎石路盤工に使用する材料は、共通仕様書18-5-2「材料」（3）「切込碎石（砂利）路盤工（再生クラッシャーラン）」の規定に適合するものとする。

3) アスファルト混合物

加熱アスファルト表層工に使用する材料は、共通仕様書18-5-2「材料」（4）「加熱アスファルト表層工・基層工・安定処理路盤工」の規定に適合するものとし、混合物の種類は次のとおりとする。

単価表の項目	アスファルト混合物の種類
加熱アスファルト表層工（ $t = 3 \text{ cm}$ ）	再生細粒度アスファルト混合物（13）
加熱アスファルト表層工（ $t = 5 \text{ cm}$ ）	再生密粒度アスファルト混合物（20F）

2 6 - 1 6 - 3 支 払

共通仕様書 1 8 - 5 - 5 「支払」に下記の項目を追加する。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
1 8 - (3)	簡易舗装工	
	粒度調整路盤工 (t = 1 2 c m)	m2
	切込碎石路盤工 (t = 7 c m)	m2
	切込碎石路盤工 (t = 1 0 c m)	m2
	加熱アスファルト表層工 (t = 3 c m)	m2
	加熱アスファルト表層工 (t = 5 c m)	m2

26-17 構造物取壊し工

26-17-1 種 別

共通仕様書18-12-2「種別」に規定する構造物取壊しの種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備 考
コンクリート構造物取壊し (Type A)	機械施工により既設コンクリート構造物（有筋）を取壊し、積込み、運搬、処分を行うもの【市道部における用排水溝、集水ます、ガードケーブル端末支柱基礎】	対象構造物：設計図書による
コンクリート構造物取壊し (Type B)	機械施工により既設コンクリート構造物（無筋）を取壊し、積込み、運搬、処分を行うもの【小段コンクリートシール、コンクリートブロック積み、現場打ち排水溝及び集水ます、バス停階段、歩車道境界ブロック】	対象構造物：設計図書による
コンクリート構造物取壊し (Type C) (K)	ワイヤーソーイング工法による既設コンクリート構造物（有筋）の取壊しを行うもので、大割、積込み、運搬、処分を行うもの。 ・既設の橋梁壁高欄の撤去、積込をするもの。 ・ワイヤーソーイング工法による壁高欄の切断 ・吊孔削孔φ50 ・ラフテレーンクレーンによる切断ブロックの吊込み【既設壁高欄】	対象構造物：設計図書による 鉄筋位置調査含む
アスファルト舗装版取壊し (Type A)	既設のアスファルト舗装版（t＝3～18cm）及びアスカブを機械施工により取壊し、積込み、運搬、処分を行うもの（アスファルト切断工含む）【本線部、市道部】	対象構造物：設計図書による

26-17-2 支 払

共通仕様書18-12-5「支払」に次を追加する。

構造物等取壊しの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²・1m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物等の取壊し、運搬、処分に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。また、ワイヤーソーイング工法の費用はコンクリート構造物取壊し工（Type C）（K）に含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
18-（17）	構造物等取壊し	
	コンクリート構造物取壊し（Type A）	m ³
	コンクリート構造物取壊し（Type B）	m ³
	コンクリート構造物取壊し（Type C）（K）	m ³
	アスファルト舗装版取壊し（Type A）	m ²

26-18 六価クロム溶出試験

共通仕様書18-13に規定する六価クロム溶出試験の実施箇所、数量は次のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	検体数	備考
A	- 基礎地盤改良工 - 須坂19号ボックス - 須坂20号ボックス - 須坂21号ボックス - A2ランプボックス - 須坂23号ボックス - 須坂20号ボックス - コルゲートパイプ - A1ランプ部 - Eランプ部 - 帯鋼補強土壁	配合試験時：9検体 品質管理時：3検体 合計：12検体	

26-19 交通規制工

26-19-1 種 別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
車線規制A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、設計図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8：00～18：00 (9：00～17：00)	
連続車線規制A（昼夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	- 規制設置日（月） 8：00～翌6：00 - 連続規制日（3日間） 6：00～翌6：00 - 規制撤去日（金） 6：00～18：00 (各日9：00～17：00)	

①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図書に示すとおりとする。

②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

26-19-2 施 工

- 1) 本特記仕様書「7-2」「7-3」、及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- 2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑施工及び調整に協力するものとする。

26-19-3 支 払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	車線規制A	回
	連続車線規制A(昼夜)	回

26-20 交通保安要員

26-20-1 種別及び配置

- (1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における 交替要員の計上 (※1)	備考
交通誘導警備員B1	9:00~17:00 (8:30~17:30)	無	
交通誘導警備員B2	7:00~17:00 (6:30~17:30)	無	

- (※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配置場所	交通保安要員の 種別	配置 人数	休憩時間における交替 要員	摘要
市道2級 町川田大門線と 若穂西102号線との交差部	上り線出入口 交通誘導警備員 B1	1人	—	
県道34号長野菅平線と 若穂スマートIC1次アクセ ス道路との交差部	下り線出入口 交通誘導警備員 B1	1人	—	
市道その他 若穂西108号線と 若穂西285号線との交差部	須坂19号ボッ クス延伸 交通誘導警備員 B1	1人	—	

市道その他 若穂西１０８号線と 若穂西２８６号線との交差点	須坂１９号ボ ックス延伸	交通誘導警備員 Ｂ１	１人	—	
市道その他 若穂西８８号線と 若穂西２８９号線との交差点	須坂２３号ボ ックス延伸	交通誘導警備員 Ｂ１	１人	—	
市道その他 若穂西８８号線と 上り線付替道路との交差点	須坂２３号ボ ックス延伸	交通誘導警備員 Ｂ１	１人	—	
市道１級 川田保科線と 若穂西２８８号線との交差点	須坂２０号ボ ックス延伸	交通誘導警備員 Ｂ２	１人	—	７：００ ～ ８：３０ は通学路 に配置
市道１級 川田保科線と 上り線付替道路との交差点	須坂２０号ボ ックス延伸	交通誘導警備員 Ｂ２	１人	—	７：００ ～ ８：３０ は通学路 に配置
市道その他 若穂東４６６号線と 若穂東３７２号線との交差点	川田橋Ａ２橋台 (上り線)	交通誘導警備員 Ｂ２	１人	—	
県道３４号長野菅平線と 上り線付替道路との交差点	川田橋Ａ１橋台 (上り線)	交通誘導警備員 Ｂ２	１人	—	
市道その他 若穂西６９号線と 若穂西２８９号線との交差点	川田橋Ａ１橋台 (下り線)	交通誘導警備員 Ｂ２	１人	—	

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２６－２０－２ 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書１９－４－３「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

２６－２０－３ 支 払

共通仕様書１９－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１９－（２）	交通保安要員	
	交通誘導警備員Ｂ１	人・日
	交通誘導警備員Ｂ２	人・日

26-21 基礎地盤改良工

26-21-1 定義

基礎地盤改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、セメント系及び石灰系の安定処理改良材を用いて地盤改良を行うものをいう。

26-21-2 適用する諸基準

基礎地盤改良工の土質試験及び施工における適用すべき諸基準は、「設計要領第一集5. 土質安定処理工法」とする。

26-21-3 種別

基礎地盤改良工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
安定処理A	切土部上部路床を浅層混合処理にて改良材と混合するもの（安定処理改良材を除く）	改良深さ1.4m
安定処理B	ボックスカルバートの基礎地盤を中層混合処理にて改良材と混合するもの（安定処理改良材を除く）	改良深さ3.1m～8.0m
安定処理C	帯鋼補強土壁部の基礎地盤を浅層混合処理にて改良材と混合するもの（安定処理改良材を除く）	改良深さ0.9m
安定処理D	川田橋A2橋台（上り線）の基礎地盤を深層混合改良によって改良材と混合するもの	掘削深さ11.7m （土被り長6.0mを含む）
安定処理E	コルゲートパイプの基礎地盤を中層混合処理によって改良材と混合するもの（安定処理改良材を除く）	改良深さ4.0m
安定処理改良材A	安定処理に使用するセメント系（高炉セメントB種）の改良材	安定処理B、C、E
安定処理改良材B	安定処理に使用する石灰系（生石灰）の改良材	安定処理A

26-21-4 材料及び暫定配合

安定処理工に使用する改良材は、セメント系及び石灰系とし、使用に先立ち監督員の確認を得るものとする。暫定配合は下表のとおりとするが、受注者は施工に先立ち配合試験を行い、所定の強度及び施工に必要なトラフィカビリティの確保が得られる現場配合を監督員の確認を得て定めるものとする。

なお、現場配合が暫定配合と変更になる場合もしくは改良材料が不適合の場合で、監督員が必要と認め配合の変更を指示した場合はその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

(暫定配合)

種 別	設計 C B R (%)	室内配合 C B R (%)	改良材添加量 (k g / m ³)	備 考
安定処理 A	6	1 2	6 0	上部路床

(暫定配合)

種 別	設計強度 (K N / m ²)	目標室内配合強度 (K N / m ²)	改良材添加量 (k g / m ³)	備 考
安定処理 B	6 0 0	1 2 0 0	1 4 0	ボックスカルバート
安定処理 C	6 4 0	1 2 8 0	1 3 0	帯鋼補強土壁
安定処理 D	1 0 0 0	2 0 0 0	7 5 1	川田橋 A 2 橋台 (上り線)
安定処理 E	3 3 0	6 6 0	1 3 5	コルゲートパイプ (A 1 ランプ)
	2 5 8	5 1 6	1 2 0	コルゲートパイプ (E ランプ)

2 6 - 2 1 - 5 施 工

- 1) 施工中は改良材等の飛散に十分注意し施工するものとする。
- 2) 施工時には近接するガス管等に十分注意して施工するものとする。
- 3) 施工中は、騒音・振動及び地盤改良範囲外への流出には十分注意するものとするが、特別な対策が必要となった場合は、監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- 4) 地盤改良工の施工は、軟弱土をきめ細かに切削したものを改良材と攪拌混合し、均質な改良地盤を造成し、改良後には雨水等が溜まらないように整地を行うものとする。
- 5) 地盤改良工施工完了後における品質管理方法は、各工法に規定する諸基準に基づき行うものとする。
- 6) 施工に伴い、余剰土が発生した場合には、その処理方法について監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

2 6 - 2 1 - 6 数量の検測

基礎地盤改良工の数量の検測は、設計数量 (m³、t) で行うものとする。

26-21-7 支 払

- 1) 安定処理A、B、C、Eの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う安定処理改良材の散布、混合、敷均し、締固め等、安定処理の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で安定処理改良材及び諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- 2) 安定処理Dの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う安定処理改良材、安定処理改良材の散布、混合、敷均し、締固め等、安定処理の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で安定処理改良材及び諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- 3) 安定処理改良材の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う安定処理改良材の供給に必要な材料等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	基礎地盤改良工	
	安定処理A	m ³
	安定処理B	m ³
	安定処理C	m ³
	安定処理D	m ³
	安定処理E	m ³
	安定処理改良材A	t
	安定処理改良材B	t

26-22 防草シート工

26-22-1 定 義

防草シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う雑草繁殖防止を目的として盛土法尻部に防草シートを設置することをいう。

26-22-2 種別及び材料

防草シート工の単価表の項目の種別及び材質は、下表のとおりとする。

単価表の項目	寸法	引張強度	遮光率	材質	施工場所
A	W=1.0～2.0m 厚み3mm以上	100N/ cm以上	100%	不織布	盛土法尻部 コンクリートブロック積天端部

26-22-3 施 工

防草シート工の施工は、施工前に施工箇所の除草及び施工面の不陸整正（基面整形及び浮石除去）等を行い、防草シートを施工面及び立入防止柵支柱等の構造物に馴染みよく密着させ、固定ピン及び溶着にて固定するものとする。シートの重ねしろは10cm以上とする。

26-22-4 数量の検測

防草シート工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

26-22-5 支 払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前の除草・不陸整正、防草シートの布設、固定等防草シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（2）	防草シート工 A	m ²

26-23 剛性防護柵工

26-23-1 定 義

剛性防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、ボックスカルバート天端部にコンクリート製の防護柵の施工を行うことをいう。

26-23-2 種 別

剛性防護柵工の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
A	須坂20号ボックスカルバート（右）の天端部にコンクリート製の防護柵を設置するもの 基礎部：H＝400、壁高欄部：H＝900	
B	須坂20号ボックスカルバート（左）の天端部にコンクリート製の防護柵を設置するもの 基礎部：H＝800、壁高欄部：H＝900	

26-23-3 材 料

剛性防護柵工に使用するコンクリート、型わく等は共通仕様書8章の規定を適用するものとする。

26-23-4 施 工

- 1) 剛性防護柵工は、設計図書及び監督員の指示に従って正しい位置に設置しなければならない。
- 2) 剛性防護柵工の誘発目地は、原則として5 m間隔で設けるものとする。

26-23-5 数量の検測

剛性防護柵工の数量の検測は、設置数量（m）で行うものとする。

26-23-6 支払

剛性防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う剛性防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（3）	剛性防護柵工	
	A	m
	B	m

26-24 撤去工

26-24-1 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、本工事施工に伴い支障となる既設構造物の撤去を行うことをいう。

26-24-2 種別

撤去工の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書の記号	備考
遮音壁 I-P (H=2.0m) S	既設のコンクリート製遮音板及び土留め板の撤去、処分場へ運搬、処分及び支柱の切断、任意の現場内仮置き場へ運搬するもの	I-P (H=2.0m) S	・管理者：東日本高速道路（株）
遮音壁 I-F (H=2.0m) M	既設の金属製遮音板の撤去及び土留め板の撤去、処分場へ運搬、処分及び支柱の切断、任意の現場内仮置き場へ運搬するもの	I-F (H=2.0m) M	・管理者：東日本高速道路（株） ・吸音板内にグラスウールが充填されているため遮音板については全処分（分別不可）
防護柵 Gc-A-E	既設の土中用防護柵（A種、支柱間隔7m）、端末支柱の撤去、任意の現場内仮置き場へ運搬するもの	Gc-A-E	・管理者：東日本高速道路（株）
防護柵 Gr-A-4E	既設の土中用防護柵（A種、支柱間隔4m）の撤去、任意の現場内仮置き場へ運搬するもの	Gr-A-4E	・管理者：東日本高速道路（株）
立入防止柵	既設の立入防止柵（h=1500）の撤去、任意の現場内仮置き場へ運搬するもの	立入防止柵積雪地用 S4 立入防止柵積雪地用 S4（嵩上げ部）	・管理者：東日本高速道路（株） 嵩上げ部含む

立入防止柵の出入口	既設の立入防止柵の出入口（h＝1500）の撤去、任意の仮置き場へ運搬するもの	立入防止柵積雪地用S4	・管理者：東日本高速道路（株）
-----------	--	-------------	-----------------

26-24-3 施 工

- 1) 既設構造物を撤去する際は、埋設物及び添架物に十分注意して実施しなければならない。
- 2) 遮音壁の支柱は、鋼管ぐい天端で丁寧切断するものとする。
- 3) 立入防止柵に設置されている立入禁止板は、立入防止柵と分別して撤去し適切に処分するものとする。なお、その費用は関連する単価項目に含むものとする。

26-24-4 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m、箇所）で行うものとする。

26-24-5 支 払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物（遮音壁、防護柵、立入防止柵h＝1500及び嵩上げ部、立入防止柵の出入口）の撤去及び運搬等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	撤去工	
	遮音壁 I－P（H＝2.0m）S	m
	遮音壁 I－F（H＝2.0m）M	m
	防護柵 G c－A－E	m
	防護柵 G r－A－4 E	m
	立入防止柵	m
	立入防止柵の出入口	箇所

26-25 転落防止柵工

26-25-1 定 義

転落防止柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う転落防止柵の設置を行うことをいう。

26-25-2 種 別

転落防止柵工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
A	A2ランプボックスの天端部にベースプレートタイプの転落防止柵を新設するもの	
B	須坂21号ボックス、須坂23号ボックスの既設転落防止柵（ベースプレートタイプ）を撤去し、ボックス延伸後の天端部へ再設置するもの	

26-25-3 施 工

- 1) 転落防止柵工の防錆処理は、溶融亜鉛めっきとする。溶融亜鉛めっきは、J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT77に適合しなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材及びボルト、ナットはHDZT49の規格に適合しなければならない。

26-25-4 数量の検測

転落防止柵工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

26-25-5 支 払

転落防止柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で支払うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う転落防止柵の設置及び撤去・再設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (5)	転落防止柵工	
	A	m
	B	m

26-26 仮設防護柵工

26-26-1 定 義

仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、貸与された仮設防護柵 (置き式) の設置をすることをいう。

26-26-2 種 別

仮設防護柵工の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
設置	仮設防護柵及び防護ネットの設置を行うもの。 規格：H鋼置き式 H=300、L=8m/本 防護ネット H=1.2m

26-26-3 施 工

- 1) 仮設防護柵の施工は、本工事の安全対策として必要な作業状況及び交通規制において、本線路肩側に適切な配置となる様に計画し、設置するものとする。
- 2) 仮設防護柵を設置する際、設置後の不陸及び転倒を生じないよう事前に設置箇所の確認を行うものとする。
- 3) 仮設防護柵を所定の位置に据え付けた後、固定用アンカーピンを路面へ打ち込み固定するものとする。また、仮設防護柵同士は、金具により連結するものとする。

26-26-4 数量の検測

仮設防護柵工の数量の検測は設計数量 (m) で行うものとする。

26-26-5 支 払

仮設防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵の設置及び防護ネットの設置等、仮設防護柵工の施工に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（6）	仮設防護柵工 設置	m

26-27 土留め擁壁工

26-27-1 定 義

土留め擁壁工とは、本線拡幅部に盛土をするために土留め及び遮音板の設置を行うことをいう。

26-27-2 種 別

土留め擁壁工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	遮音板の有無	設計図書に示す記号
A	支柱間隔：4.0 m 遮音板：500×95×3，960 H=2，000 土留め板：500×90×3，960 500×120×3，960 H=1，000 H鋼：H-150×150×7×10 L=3，370 鋼管杭：φ355.6×6.4 L=4，000	有	I-P（H=2 m）M（A）
B	支柱間隔：4.0 m 遮音板：500×95×3，960 H=2，000 土留め板：500×90×3，960 500×120×3，960 500×150×3，960 H=1，500 H鋼：H-194×150×6×9 L=3，970 鋼管杭：φ406.4×6.4 L=4，500	有	I-P（H=2 m）M（B）

C	支柱間隔：4.0 m 遮音板：500×95×3, 960 H=2, 000 土留め板：500×90×3, 960 500×120×3, 960 500×150×3, 960 500×150×3, 960 H=2, 000 H鋼：H-244×175×7×11 L=4, 520 鋼管杭：φ406.4×6.4 L=5, 000	有	I-P (H=2 m) M (C)
D	支柱間隔：4.0 m 遮音板：500×95×3, 960 H=2, 000 土留め板：500×90×3, 960 500×120×3, 960 500×150×3, 960 500×150×3, 960 500×180×3, 960 H=2, 500 H鋼種別：H-294×200×8×12 L=5, 120 鋼管杭：φ558.8×9.5 L=6, 000	有	I-P (H=2 m) M (D)
E	支柱間隔：4.0 m H鋼：H-150×150×7×10 L=1, 250 土留め板：500×90×3, 960 500×120×3, 960 H=1, 000 鋼管杭：φ355.6×6.4 L=3, 500	無	I-P (H)

F	支柱間隔：4.0 m H鋼： H-194×150×6×9 L=1,850 土留め板：500×90×3,960 500×120×3,960 500×150×3,960 H=1,500 鋼管杭： φ406.4×6.4 L=4,500	無	I-P (I)
G	支柱間隔：4.0 m H鋼： H-244×175×7×11 L=2,450 土留め板：500×90×3,960 500×120×3,960 500×150×3,960 500×150×3,960 H=2,000 鋼管杭： φ406.4×6.4 L=5,000	無	I-P (J)
H	支柱間隔：4.0 m H鋼： H-294×200×8×12 L=3,100 土留め板：500×90×3,960 500×120×3,960 500×150×3,960 500×150×3,960 500×180×3,960 H=2,500 鋼管杭： φ508.0×6.4 L=6,000	無	I-P (K)

I	支柱間隔：4.5 m 遮音板：500×95×4, 460 H=2, 000 土留め板：500×90×4, 460 H=500 H鋼：H-125×125×6.5×9 L=2, 870 コンクリート基礎：1.0×1.0	有	I-B1 (H=2 m) M (L)
J	支柱間隔：4.5 m 遮音板：500×95×4, 460 H=2, 000 土留め板：500×90×4, 460 500×120×4, 460 H=1, 000 H鋼：H-150×150×7×10 L=3, 420 コンクリート基礎：1.1×1.0	有	I-B1 (H=2 m) M (M)
K	遮音板：500×95×3, 960 H=2, 000 土留め板：500×90×3, 960 500×120×3, 960 H=1, 000	有	I-P (H=2 m) M (N)
L	遮音板：500×95×3, 960 H=2, 000 土留め板：500×90×3, 960 500×120×3, 960 500×150×3, 960 H=1, 500	有	I-P (H=2 m) M (O)
M	遮音板：500×95×3, 960 H=2, 000 土留め板：500×90×3, 960 500×120×3, 960 500×150×3, 960 500×150×3, 960 500×180×3, 960 H=2, 500	無	I-P (P)

26-27-3 基礎工

土留め擁壁工の基礎工は、共通仕様書18-3-3「基礎工」を適用するものとする。

26-27-4 支柱

土留め擁壁工の支柱は、共通仕様書18-3-4「支柱」を適用するものとする。

26-27-5 遮音板

土留め擁壁工の遮音板は、共通仕様書18-3-5「遮音板」を適用するものとする。

26-27-6 PL（天端水切り板を含む）

土留め擁壁工のPLは、共通仕様書18-3-6「PL（天端水切り板を含む）」を適用するものとする。

26-27-7 土留板

土留め擁壁工の土留め板の材料は、共通仕様書18-3-7「土留板」を適用するものとする。

26-27-8 ゆるみ止めナット

土留め擁壁工のゆるみ止めナットは、共通仕様書18-3-10「ゆるみ止めナット」を適用するものとする。

26-27-9 施工

- 1) 土留め擁壁工の施工に際して遮音壁を撤去する範囲については、仮設防護柵及び防護ネットに防音シートを取り付けるものとし、防音シート範囲外の遮音壁の撤去は行ってはならない。
- 2) 防音シートの取付は、本線へ飛散しないよう仮設防護柵及び防護ネットに堅固に取り付けるものとする。

26-27-10 数量の検測

土留め擁壁工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

26-27-11 支払

土留め擁壁工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う構造物掘削、埋戻し、はねつけ、くいの製作、くいの打込み、コンクリート、型わく、鉄筋、支柱の製作及び建込み、遮音板及び土留め板の製作及び設置、防音シートの設置・撤去等施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	土留め擁壁工	
	A	m
	B	m
	C	m
	D	m
	E	m
	F	m
	G	m
	H	m
	I	m
	J	m
	K	m
	L	m
	M	m

26-28 率計上工事に関する事項

26-28-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書26-28-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

26-28-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

(30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

26-28-3 種 別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1～143)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

26-28-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書26-28-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合は、単価協議により単価表を修正するものとする。

26-28-5 契約変更について

(1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

26-28-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。

26-28-7 支 払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(8)	率計上工事に関する事項	式

27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

(1) 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1－3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表の項目名称	内 容	備 考
工事用機械分解組立費①	土工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう	
工事用機械分解組立費②	基礎杭工に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう	
工事用機械分解組立費③	基礎地盤改良工に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう	
工事用機械分解組立費④	構造物掘削 特殊部E・特殊部F・特殊部Gに使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう	
仮設材運搬費①	構造物掘削 特殊部E・特殊部F・特殊部Gの仮設土留めに使用する仮設材（鋼矢板、H形鋼、鋼管等）の運搬に要する費用をいう	
仮設材運搬費②	仮設防護柵の運搬に要する費用をいう	
仮設材運搬費③	ボックスカルバート施工に伴う仮設土留めに使用する仮設材（鋼矢板Ⅲ型、Ⅳ型）の運搬に要する費用をいう	
仮設材運搬費④	下部工施工及び埋設管防護等に使用する仮設材等（敷き鉄板）の運搬に要する費用をいう	
有料道路料金費	本特記仕様書7－2に示す、交通規制及び交通規制内の工事内容のうち、長野IC～須坂長野東IC間（片道）の通行料金の費用をいう	

【準備工事費】

割掛項目対象表の項目名称	内 容	備 考
ヤード整備費	下部工の施工ヤードの敷鉄板の設置・撤去に要する費用をいう	

【仮設備工事費】

割掛項目対象表の項目名称	内 容	備 考
足場工費①	ボックスカルバート延伸部の施工に必要な足場工に要する費用をいう	
足場工費②	下部工の施工に必要な足場工に要する費用をいう	
支保工費①	ボックスカルバート施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう	
支保工費②	下部工のコンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための仮設の支保構造物に要する費用をいう	
移動足場工費	はく落防止対策工Bの施工に必要な足場工として高所作業車の仕様に要する費用をいう。	

28. 補足事項

28-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 工事用道路の安全対策に関する追加
- (2) 搬入土の変更
- (3) 盛土材の性状に伴う改良工の追加
- (4) 土取場の位置及び運搬に関する事項の追加
- (5) 伐開除根の追加
- (6) 試掘工の追加
- (7) 盛土沈下に伴う動態観測工の追加
- (8) 既設土留板の再利用に伴う変更
- (9) 塩分量調査の追加
- (10) 用水管路の切り廻しに関する事項の追加

28-2 監督員詰所

受注者は、着工後直ちに監督員の承諾する場所に、10m²程度の監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

28-3 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録情報システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

28-4 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

28-5 緊急時の協力業務

本工事期間中に長野管理事務所管内の高速道路において災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

28-6 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC(Electronic Toll Collection System)が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

28-7 間接工事費の変更

28-7-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

28-7-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時(単価協議時)に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

28-7-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書(様式-8)を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書(様式-8)の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

28-7-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書(様式-9)〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)〕を監督員に提出し協議するものとする。

(2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－１０）を監督員に提出し協議するものとする。

(4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式－１１）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２８－７－５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

２８－７－６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。

④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

28-8 材料調達に伴う変更

28-8-1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」、「土留め擁壁（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40、RC-40、 M-40	長野県北信地区
仮設材（鋼材）	普通鋼矢板Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅵ型 鋼管矢板 SKK400 先端リングビット SS400	長野市
土留め擁壁（鋼材）	H形鋼150×150×7×10 H形鋼194×150×6×9 H形鋼244×175×7×11 H形鋼294×200×8×12 H形鋼125×125×6.5×9 鋼管杭φ355.6 鋼管杭φ406.4 鋼管杭φ558.8	長野市

28-9 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

28-10 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

28-11 ICTの活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

28-12 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

28-13 快適トイレ

28-13-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

28-13-2 仕様

快適トイレは下表の（1）～（11）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（12）～（17）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（1）洋式便器
	（2）水洗及び簡易水洗機能 （し尿処理装置付きを含む）
	（3）臭い逆流防止機能
	（4）容易に開かない施錠機能
	（5）照明設備
	（6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等 （耐荷重5kg以上とする）
付属品として備えるもの	（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（8）入口の目隠し設置 （男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	（9）サニタリーボックス （女性専用トイレに必ず設置）
	（10）鏡と手洗器
	（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（12）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（13）擬音装置（機能を含む）
	（14）着替え台
	（15）臭気対策機能の多重化
	（16）室内温度の調整が可能な設備
	（17）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

28-13-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

28-13-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円/基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基/工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

28-14 熱中症予防に係る対策費用

28-14-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

28-14-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

28-14-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

28-14-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

様式－ 1 － 1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長）

殿

住所

会社名

代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

（工事名）

標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成しましたので、提出します。

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。

令和年月日

関東支社 〇〇工事（管理） 事務所

（前月まで） 線上に計画出来高 %)

Category	Segment 1	Segment 2	Segment 3	Segment 4	Segment 5	Total
計画出来高 (Planned)	11	27	50	70	100	100
実施出来高 (Actual)	9	23	50			50

（今月分）

（線下を実施出来高 %）

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 までの 累 計 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生（受領）年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報
提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積みいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土留め擁壁 (鋼材)					
仮設材 (鋼材)					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5)*(6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項 目	内 容	週 数	備 考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日		
	対象期間のうち、1 週間として 7 日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を 2 日／7 日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が 2 日／7 日以上 確保できているか？	達成・ 未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1 週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1 週間が 7 日間に満たない場合は除くものとする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項 目	内 容	日 数	備 考
対象期間	①令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日	日間	
	②年末年始（12/29～1/3）及び夏期休暇（3日）の期間	日間	
	③工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間	
	④工場製作のみを実施している期間	日間	
	⑤冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体 を施工対象外としている期間	日間	
	対象期間（A）＝①－②－③－④－⑤	日間	
現場閉所日	⑥土曜・日曜・祝日に現場閉所を実施した日数	日間	
	⑦平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数	日間	
	対象期間（B）＝⑥＋⑦	日間	
現場閉所率	現場閉所率＝B／A	%	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO₂ 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照） バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。 削減される CO₂ 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO₂ 排出係数(t/GJ) = ★★t	

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
(注) Kcube2 による提出とする。

様式第●●号

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。 削減される CO2 排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ) = ★★t	

※提案項目毎に概算 CO2 排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2 による提出とする。